

陳情	受理番号	154	受理年月日	令和6年7月11日	付託委員会	厚生経済
件名	首里城内旧沖縄神社本殿（歴史的建造物）復元に関する陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いたします。

首里城内旧沖縄神社本殿（歴史的建造物）復元に関する陳情書

陳情の要旨

- 1 現在進行する首里城再建に際して、首里城公園御内原内にあった旧沖縄神社本殿を、歴史的背景に基づき歴史的建造物として、首里城正殿（沖縄神社拝殿）と旧沖縄神社本殿を一对として、首里城公園御内原内、旧沖縄神社本殿跡地に、旧内務省神社局にて立案された旧沖縄神社本殿設計図を元に、国の予算で忠実に復元していただきたいと、国に請願書を提出致しました。当期成会の目的が達成出来ますよう、国へ求めて頂けるよう那覇市議会からもご支援頂きたい。

陳情の趣旨

- 1 首里城の再建においては、県民のみならず世界中の県系人をはじめ沖縄に心を寄せる多くの人々の支援や歴史の学び直しが広がり注目度が高い。支援の手法は金銭だけに止まらず、文化芸能などの精神文化の復興、コンテンツの発信、史実に基づくあるべき姿の完成を求める声も上がる等多様化している。そこで現在、首里城復元計画に基づき歴史博物館として復元作業が行われていますが、首里城存続の歴史上、国宝指定に至る重要な建物となった旧沖縄神社本殿も併せて復元していただきたい。史実がネットで公開され世界中多くの人が知ることとなった首里城の正しい歴史教育の普及に役立てる必要がある。

2 首里城内旧沖繩神社本殿復元の必要性について

- (1) 大正12年9月、県は首里城正殿を維持管理する策が尽き、止む無く首里城正殿を取り壊すことを決議する。大正13年3月25日首里城正殿取り壊し作業が始まったが、大正13年3月28日、神社建築の第一人者古社寺保存の権威 東京帝国大学の伊東忠太博士と、沖繩文化研究者鎌倉芳太郎氏が内務省に赴き、大海原重義神社局長に面会し、首里城正殿取り壊し中止を要望した。大正13年3月28日内務省は、沖繩県庁に首里城正殿取り壊し中止命令を打電し、取り壊しは免れた。

そして、首里城正殿保護のため、伊東忠太博士は国史学者で東京帝国大学教授の黒板勝美氏と協議して「史蹟名勝天然紀念物保存法」(大正8年法律第44号)を活用する。沖繩県知事にすぐ仮指定させ、首里城一帯は即座に「史蹟名勝天然紀念物」となり、保護する法的根拠を持たせた。

更に、首里城「正殿」は沖繩神社の「拝殿」として県社とし、神社としての側面を持つようになったため、大正14年(1925年)4月24日、沖繩神社拝殿(首里城正殿)は、「古社寺保存法」(明治30年法律第49号)に基づき、特別保護建造物(国宝)に指定され、維持管理費が確保できた。

- (2) 伊東忠太博士と鎌倉芳太郎氏の尽力の歴史あってこそ首里城が守られた重要な経緯がある。歴史的背景を考慮すると、首里城正殿は、沖繩神社の拝殿として特別保護建造物(国宝)で復元されている。沖繩神社本殿は首里城正殿と一対であると、多くの県民もその復元を望んでいる。

正しい歴史教育の普及に役立てる必要においても、首里城内旧沖繩神社本殿の復元は、その重要な起点を正しく伝承する上で必要である。

- (3) 現在、旧沖繩神社の仮本殿となっている弁ヶ嶽の沖繩神社を首里城内に移すのではなく、首里城存続の歴史と国宝指定に至った史実を忠実に伝承する目的として、当時の旧沖繩神社本殿を「歴史的建造物」として復元するというものである。

- 3 復元においては、首里城正殿(沖繩神社拝殿)と旧沖繩神社本殿を一対として、首里城公園御内原内、旧沖繩神社本殿跡地に、旧内務省神社局にて立案された旧沖繩神社本殿設計図を元に、国の予算で忠実に復元していただきたいと、国に請願書を提出致しました。 当期成会の目的が達成出来ますよう、那覇市議会議長として国に対してご支援をお願い致します。

以上